

平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約の変更
について

平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約を変更することについて平塚市及び二宮町と協議するため、地方自治法第252条の6において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議書（案）

平塚市、大磯町及び二宮町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、協議により別紙のとおり規約を変更するものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、平塚市長、大磯町長及び二宮町長が署名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成27年3月 日

平塚市浅間町9番1号

平塚市

市長

中郡大磯町東小磯183番地

大磯町

町長

中郡二宮町二宮961番地

二宮町

町長

平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会規約（案）

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防業務の高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市町）

第3条 協議会は、平塚市、大磯町及び二宮町（以下「関係市町」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市町の災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報伝達等の事務を共同して管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、平塚市浅間町9番1号平塚市消防本部内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長2人及び委員6人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長及び副会長は、関係市町の消防長の職にある者のうちから、関係市町の長が協議により定めた者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代理する。

（委員）

第9条 委員は、関係市町の消防職員のうちから、関係市町の消防長の協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（職員）

第10条 協議会が担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市町別の配分は、関係市町の消防長が協議により定める。

2 関係市町の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれの消防職員のうちから選任する。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員が属する市町の消防長に解任を求めることができる。

（事務処理のための組織）

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第12条 会議は、協議会が担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、現に在任する委員の総数の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市町の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、協議会の担任する事務を関係市町の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、当該事務に関する平塚市の条例、規則等（以下「平塚市事務管理条例等」という。）を関係市町の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 平塚市は、平塚市事務管理条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ大磯町及び二宮町と協議しなければならない。
- 3 平塚市長は、平塚市事務管理条例等が制定され、又は改廃された場合は、速やかにその旨を大磯町長及び二宮町長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 協議会が担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市町が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町が負担すべき額は、別に定める負担割合による。
- 3 大磯町及び二宮町は、前項の負担すべき額を平塚市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 協議会が担任する事務の用に供する財産は、関係市町が協議してそれぞれ取得し、設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合は、当該管理に関する平塚市の条例、規則等（以下「平塚市財産管理条例等」という。）を関係市町の当該管理に関する条例、規則等とみなして、当該管理をその定めるところにより行う。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、平塚市財産管理条例等の制定及び改廃について準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関する手続は、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(事務処理の状況の報告等)

第19条 関係市町の長は、必要があると認めるときは、協議会が管理し、及び執行した事務について会長に報告させ、又は当該事務について調査視察することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継及び協議会の事務執行のために整備した財産の処分については、関係市町が協議して定める。

(協議会の規程)

第21条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行並びに協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月 日から施行する。